

知っ得! 税制

第3回

～新・経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)の活用～

以前から多くの企業で活用されていた経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)が平成23年10月1日より新しく改定されました。今回はこの制度にどういった内容の改定があったかをご紹介します。

<経営セーフティ共済とは・・・>

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。

<主な改定点>

内 容	改 訂 前	改 訂 後
共済掛金の上限額	320万円	800万円
共済掛金月額の上限額	8万円	20万円
共済金の貸付限度額	3,200万円 (共済掛金上限額の10倍)	8,000万円 (共済掛金上限額の10倍)
共済事由 (取引先事業者の「倒産」)	『取引停止処分』 『破産手続開始の申し立て等』	『私的整理』 『災害による不渡り』 『特定非常災害による支払不能』 の3つが追加
一時貸付金の貸付限度額	300万円	760万円

<共済貸付金の償還期間及び償還方法>

償還期間はこれまで一律5年でしたが、共済金の貸付限度額が引き上げられたことから、貸付額に応じて次のとおり設定されました。(※)6ヶ月の据置期間を含む。

貸付額	償還期間(※)	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上 6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上 8,000万円未満	7年	78回均等分割償還



<早期償還手当金の創設>

貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より早期に完済して、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金が支給されることになりました。

尚、すでにご加入の企業で320万円の共済掛金限度額を積立てられている企業に関しては、手続きをしない限りは積立の再開は出来ませんので御注意下さい。

詳しい内容やご質問がございましたら、TEL：06-6313-1369 までお問い合わせ下さい。